

## 一関市立図書館 図書館情報システム貸借業務に係る仕様書

### 1 目的

一関市（以下「発注者」という。）の図書館において、一関市立図書館 図書館情報システム（以下「図書館システム」という）が常時、正常な状態で稼働し、図書館サービスを円滑に提供することにより利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 概要

2. 1 業務名 一関市立図書館 図書館情報システム貸借業務

#### 2. 2 業務履行場所

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 一関図書館 | 一関市大手町 2-46                   |
| (2) 花泉図書館 | 一関市花泉町涌津字上三ノ町 12              |
| (3) 大東図書館 | 一関市大東町摺沢字新右エ門土手 12-2          |
| (4) 千厩図書館 | 一関市千厩町千厩字北方 171-7             |
| (5) 東山図書館 | 一関市東山町長坂字町 335-1（東山地域交流センター内） |
| (6) 室根図書館 | 一関市室根町折壁字八幡沖 345              |
| (7) 川崎図書館 | 一関市川崎町薄衣字諏訪前 7-1              |
| (8) 藤沢図書館 | 一関市藤沢町藤沢字仁郷 12-5（藤沢文化センター内）   |

#### 2. 3 業務内容

- (1) 図書館システムの構築およびその関連作業
- (2) 既存システムからのデータの移行
- (3) 図書館システムの操作教育と各種マニュアルの作成
- (4) 図書館システム稼働後の保守サポート
- (5) その他、図書館システムを運用するにあたり必要な業務

#### 2. 4 構築する図書館システムの形態と要件

受注者は以下の項目を満たした図書館システムを提供することとする。

- (1) 今回導入する図書館システムは、S a a S（Software as a Service）形態で提供できるもので既に他の自治体への導入実績があること。
- (2) 図書館システムを提供するデータセンターは自社系列で運営できること。
- (3) 市立図書館全館で支障なく図書館システムを使用できること。
- (4) 図書館における貸出・返却・蔵書点検等の資料の管理については、I C タグ（バーコードも併用）において行うことから、I C タグに対応した図書館システムであるとともに、内田洋行社製の I C タグ及び I C 関連機器（リーダライタ装置、蔵書点検機器）が動作するものであること。
- (5) コンピュータウイルス、ハッキングなどに対し堅牢なセキュリティ対策を講じるとともに、停電などで想定されうる危機に対する対策を行い、データの安全確保が図られるシステムで

あること。

- (6) その他、本仕様書に記載されている項目を満たすとともに、仕様書に明記されていない項目であっても、図書館サービスを円滑に提供するため欠くことのできない項目については、発注者、受注者ともに協議の上、対応すること。

## 2. 5 ネットワーク回線

- (1) 図書館内及び施設間のネットワークについては、既存の一関市イントラネット網を活用することとし、ネットワークの構築及びその保守については、発注者において別途調達するものとする。
- (2) 一関市イントラネット網と図書館システムを提供するデータセンター間のネットワークについては発注者において調達するものとする。
- (3) その他、本仕様書に記載されている項目を満たすとともに、仕様書に明記されていない項目であっても、図書館サービスを円滑に提供するため欠くことのできない項目については、発注者、受注者ともに協議の上、対応すること。

## 2. 6 導入機器等

- (1) 導入機器は、資料4「導入機器一覧」のとおり、受注者が調達するものとする。
- (2) IC関連機器については、蔵書に内田洋行社製のICタグを貼付し、内田洋行社製のリーダライタ装置及び蔵書点検機器を導入していることから、それらと連携する機器を導入すること。
- (3) 一関市イントラネット網と図書館システムを提供するデータセンター間のネットワークに必要な機器については、受注者において調達するものとする。
- (4) 上記(1)～(3)の機器に必要なIPアドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイなどの振り分け及びウィルス対策は、発注者において別途行うものとする。
- (5) 一関市イントラネット網の外からのリモートメンテナンスは認めないこととする。
- (6) 契約期間は5年であるが、6年目以降も契約可能なものを提供することとする。
- (7) 賃貸借終了後の機器等の返却作業についても本調達に含めるものとする。なお、その際の受注者の負担は、市が指定する業務履行場所からの賃貸借物件の搬出費用及び処分費用とする。
- (8) その他、本仕様書に記載されている項目を満たすとともに、仕様書に明記されていない項目であっても、図書館サービスを円滑に提供するため欠くことのできない項目については、発注者、受注者ともに協議の上、対応すること。

## 3 契約形態

### 3. 1 図書館システム賃貸借契約

- (1) 図書館システムの構築及びライセンス等導入に係る契約
- (2) 図書館システムの設定、操作研修、運用支援等一時経費に係る契約
- (3) データ移行業務に係る契約
- (4) 図書館システムの使用及び保守に係る契約

- (5) この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができる。

#### 4 業務履行期間

契約期間は、令和 3 年 3 月 1 日（図書館システム稼働日）から令和 8 年 2 月 28 日までただし、契約締結日から令和 3 年 2 月 28 日までは準備期間とする。

#### 5 現状

一関市立図書館は、平成 17 年 9 月に 1 市 4 町 2 村の合併により、7 館の図書館が連携して図書館サービスを提供するため、平成 19 年 9 月に現図書館システムを導入し、書誌データ、利用者データの統合を行った。その後、藤沢町との合併により全 8 館でネットワークを構築し、図書館サービスを行っている。

現図書館システムは、導入後約 7 年が経過し、システム及び機器の老朽化が進んでいる。合わせて、今後 5 年間で蔵書数が 120 万冊に達する見込みであり、蔵書の管理、多様化する利用者サービスへの対応、保守・管理体制などについて、より強化された図書館システムの導入を必要としている。

#### 6 基本情報（一関市立図書館サービス計画より）

内容	現状 (令和元年度末実績)	長期目標 (令和 7 年度)
奉仕人口	114,438 人	104,162 人
蔵書点数	956,807 点	1,250,000 点
人口 1 人当り貸出総点数	8 点	12 点
年間貸出点数	908,662 点	1,250,000 点
利用登録者	54,878 人	57,300 人
設置図書館数	中央館 1 館、地域館 7 館	
移動図書館数	3 館（一関、大東、東山図書館）	
現行システム	テクノ・マインド株式会社 LiCS-Re	
現行サーバ	テクノ・マインド株式会社管理	
利用者カード	バーコードの読み込みによる	
資料コード	7 桁、8 桁、9 桁	
採用マーク	図書：TRC-MARC Tタイプ (統合されなかった日版MARC、大阪屋MARCも有り)	
	AVマーク：NHK-MARC、トッカータMARC、 TRC-MARC	

## 7 基本要件

### 7. 1 図書館システムの基本要件

図書館システムは「窓口業務」、「利用者管理業務」、「蔵書管理業務」など図書業務全体を処理できるトータルシステムとすること。

なお、詳細は資料1「機能要件一覧表」のとおりであるが、特に下記について留意すること。

- (1) 図書館システムについては、SaaS形態で構築するものとし、導入時点で安定稼働の実績のある高品質なシステムを導入するとともに、サービス、ソフトウェア、ハードウェアとも、当初稼働時から少なくとも5年間十分に動作するものであること。なお、クライアントOSはWindows 10-LTSCで運用可能であること。
- (2) 図書館業務におけるトータルシステムとし、製品化されていること。
- (3) 24時間運用が可能であること。
- (4) 最大150万冊の蔵書規模でサービス提供が可能な性能を有すること。
- (5) 図書館システムの導入には、図書館業務を熟知する技術者が携わること。
- (6) 岩手県図書館が提供する「岩手県内図書館総合目録」からの検索要求に対応するWebOPACを導入すること。
- (7) 図書館システムのライセンスについては、必要台数分が支障なく利用できるライセンス数を提供し、本仕様に記載の条件に変更がない限りにおいては、利用者登録数や蔵書数の増加によるライセンス料の追加は発生しないこと。
- (8) 図書館システムを構成しているすべての機器、ネットワークの接続に関しメンテナンスが保障できること。(ただし、発注者において別途導入した機器等は除く)
- (9) 内田洋行社製IC関連機器(リーダー装置、蔵書点検機器)が動作するものであること。
- (10) コンピュータウイルス、ハッキングなどに対し、堅牢なセキュリティ対策を持つシステムであること。また、停電などで想定されうる危機に対する対策を行い、データの安全確保を図ること。
- (11) 現時点で機能として備わっていないくとも、納入時までに対応できるものはそれを可とするものとする。
- (12) 本仕様書に掲げる要件のほか、図書館システムにおいて実現すべき要件は当然備えること。また、すべての項目においてその機能が満たされるものであれば、業務の実施方法についてはある程度調整可能であることを前提とする。

### 7. 2 図書館システム機能概要

業務名	業務内容	備考
全般	市内図書館8館の蔵書の管理、貸出、返却、予約、配送等の処理を行う。	
	ICタグ及びバーコード両方で読み取りを行う。	
カウンター業務	貸出・返却	資料の貸出・返却を行う。
	予約	資料に対しての予約管理を行う。
	利用者登録	利用者登録申込書に基づき利用者登録を行

		う。
	利用者検索	利用者の検索を行い、利用状況等の確認を行う
	レファレンス管理	レファレンス情報の登録、検索、公開等を行う
資料検索業務	業務用資料検索	所蔵資料を様々な条件により検索し、内容等の確認を行う。
	利用者用資料検索	利用者用検索端末を利用し、利用者自身が資料の検索を行い、予約処理を行う。
移動図書館業務	貸出・返却	資料の貸出・返却処理を行う。
	予約	資料に対しての予約管理を行う。
	利用者登録	利用者登録申込書の内容に基づき利用者登録を行う。
	利用者検索	利用者の検索を行い、利用状況等の確認を行う。
	資料検索	所蔵資料を検索し、内容等の確認を行う。
資料管理業務	資料発注	新刊図書データをもとに各館毎に発注データを作成する。全館の発注データを集約し、発注処理を行う。
	資料登録	購入図書の受入処理や寄贈図書の登録を行う。
	資料修正	書誌データの内容に変更が生じた場合に書誌データの修正を行う。
	雑誌登録	雑誌等の登録処理を行う。
	A V登録	CD及びDVD等の登録処理を行う。
資料整理業務	所蔵変更	請求記号や所蔵場所等ローカルデータの変更を行う。
	組替処理	書誌データを統合する組替処理を行う。
	蔵書点検	不明資料の検出と蔵書データと現物資料の整合を行う。
	資料削除	除籍処理済の蔵書データの削除等管理を行う。
	督促処理	返却期限の切れた利用者・資料について抽出を行い、督促帳票の作成、通知、督促行為の履歴管理を行う。
目録業務	目録作成	各種の抽出条件で、冊子体蔵書目録の作成を行う。
抽出業務	データ抽出	蔵書データ、利用者データから任意の抽出項目を指定し、データの抽出を行う。
統計業務	年報・月報等の出力	蔵書状況、利用者状況等の各種統計を日次・月次・年次で管理し、出力を行う。
	各種統計出力	各種統計を紙媒体及びデータ形態で出力を行う。
インターネット経由での情報発信等	図書館情報のお知らせ	図書館システムと連動し、専用ホームページから図書館情報の発信を行う。

業務	利用者情報管理	専用のホームページから、利用者が自ら予約する際のパスワードの管理や利用者情報の管理を行う。
	資料検索	専用のホームページから、利用者が誰でも図書館の資料の検索等を行う。
	予約	専用のホームページから、利用者登録が済んでいる利用者自らが、図書館資料に予約処理を行う。
	地域資料データベース	地域資料をデジタル化し、WebOPAC等で公開を行う。

### 7. 3 図書館システム新機能要件

図書館システムの新機能として以下の機能について将来的に導入を検討している。実現の可否を費用も含め提案すること。導入可能である場合は、見積書に含めること。(資料2「新機能要件一覧」を参照)

- (1) 学校図書館連携システム
- (2) スマートフォンによる図書館利用者番号バーコード表示機能
- (3) マイページ(仮称)機能
- (4) 電子的図書館システム連携機能

### 7. 4 システム管理・運用

図書館内で業務用として使用する図書館システム(以下「業務システム」という。)は、職員による運用とする。また、SaaS構築部分は、受注者により、サーバ運用・保守部分をサービスとして提供されるものとする。

また、そのほか、システム管理については以下の事項を満たすこと。

- (1) クライアントモジュールの配布が必要な場合は、一括で容易に行うことのできる機能を持つこと。
- (2) データバックアップ、サーバの運用監視、保守については、受注者で実施すること。
- (3) 利用者の個人情報及びネットワーク等の適正運用に万全に期すこと。
- (4) コンピュータウイルスや不正アクセス等のセキュリティに万全を期すこと。
- (5) アクセスログ等を取ってシステム管理を行えること。
- (6) インターネット回線が切断時などの緊急事態に備えて、各端末はスタンドアロンにて業務が行えること。復旧後、それらのデータは反映させられること。
- (7) WebにOPACを公開し、蔵書検索、予約、利用者の貸出状況及び予約状況の照会等ができること。
- (8) 各社流通取次連携
  - ① 各社の発注形態に合わせた発注データの作成ができること。
  - ② 検索結果を即座に書誌登録画面にダウンロードし、修正、確認後、図書館システムへの登録が可能なこと。また、同時に内容細目データも同時にダウンロードできること。

## 7. 5 ネットワーク

- (1) データセンターから図書館側のインターネットの接続点については、一関市イントラネット網のハウジング先である株式会社アイシーエス一関事業所(以下「アイシーエス」という。)とする。
- (2) アイシーエスから、一関市イントラネット網を通じて各館と接続する方式とする。  
(資料3「ネットワーク構成図」を参照)
- (3) 施設内ネットワークのうち、既存品(リーダライタ等)を利用するものについては、それとの接続は受注者が行うこと。

## 7. 6 機器構成

- (1) 図書館内のクライアント等機器については、資料4「導入機器一覧」の要件を満たす機器を受注者において調達するものとする。
- (2) IC関連機器については、蔵書に内田洋行社製のICタグを貼付し、内田洋行社製のリーダライタ装置及び蔵書点検機器を導入していることから、それらと連携する機器を受注者において調達するものとする。

## 7. 7 データ移行

- (1) 現行システムからのデータの抽出は、現行システム保守業者が行うこととする。
- (2) 現行システムからのデータの移行については、現行システム保守業者と打ち合わせのうえ、受注者が責任を持って行うこととする。
- (3) データの移行に係る経費については、受注者が負担するものとする。
- (4) 取込み対象とするデータは、書誌データ(当館が独自に入力しているデータも含む)、所蔵データ(資料コード、資料区分、統計分類、所蔵場所等)、利用者データ、予約データ、貸出データ、発注データ等、発注者が保有する全情報とする。

## 7. 8 データの返還及び消去

- (1) 契約期間終了時の図書館情報システム入れ替えの際は、受注者が発注者に対して出力データ仕様書を提供し、データの破損や抽出漏れが無いよう行うこととする。
- (2) 出力データ、データ移行ツール及び出力データ仕様書の使用権は、発注者が有するものとする。
- (3) 原則として、図書館情報システムに登録されているデータを全て抽出するものとするが、データ抽出の際は、発注者と協議のうえ、次期図書館システムへのデータ移行に必要な形式で必要な回数により抽出するものとする。
- (4) 契約期間終了後のデータの消去については、図書館内においてOS等からアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、ブロック消去、暗号化消去のいずれかを行う。
- (5) 日本図書館協会図書館システムのデータ移行問題検討会による「図書館システムのデータ移行問題検討会報告書」及び「データ移行仕様書」(2018年)に対応することが望ましい。

## 7. 9 著作権

発注者が提供する書誌データ、所蔵データ、利用者データ、予約データ、貸出データ、発注データ等を図書館システムにおいて使用し、作成された成果品の所有権は、全て発注者に帰属する。

## 7. 10 セキュリティ対策

- (1) セキュリティに関する情報を収集し、セキュリティホールのパッチ適用など、継続的に必要な対策を講じること。
- (2) SaaS環境で以下の統合型ウイルス対策が図られること。
  - ① ウイルス検知・駆除
  - ② 迷惑メール対策
  - ③ スパイウェア対策
  - ④ 情報漏えい対策
  - ⑤ URLフィルタリング
  - ⑥ Webサーバ改ざん検知
  - ⑦ ファイルおよびレジストリ改ざん対策
  - ⑧ サーバセキュリティログ
  - ⑨ セキュリティレポート
  - ⑩ ヘルプデスクレポート
- (3) ホームページの個人情報表示画面とそのログイン画面、Eメールアドレスの登録、確認画面、パスワードの変更画面はSSLと同等またはそれ以上の暗号化技術を使用した安全なものであること。
- (4) 個人情報保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号）に基づく対策がなされていること。

## 8. 保守サポート

### (1) 操作指導、研修

受注者は、図書館システムの引き渡しの際、新システムについて操作指導を行うこと。

システムの変更及びバージョンアップが行われた場合、その都度必要な操作の研修を行うこと。

研修場所は1館での集合研修とする。研修に必要な費用は受注者の負担とすること。

研修スケジュールは発注者と受注者が協議し別途決定することとする。

### (2) 保守、支援

受注者は、機器の使用にあたっての取り扱いや操作方法の説明、統計業務の処理などについての説明を行うとともに、理解しやすいマニュアルを電子データ及び紙ベースで発注者へ提供すること。

- (3) 図書館システムにおいて不具合が生じた場合は、一時的な対応及び障害診断を速やかに行うこと。

- (4) 図書館システムの障害の発生原因が特定できない場合、図書館システム及びそれ以外の周辺環境も含め、受注者の責任で情報収集を行い、その障害復旧に必要と思われる技術情報等を発注者に速やかに文書にて報告すること。

なお、不具合の原因が通信回線等の受注者の責によらない場合においても、一時的な診断結果を文書にて報告すること。

- (5) 障害や問題の発生に関わらず、定期的な打ち合わせ会議を実施し、業務運用での疑問点への対応、改善要望事項の取得に努めること。なお、そのために係る費用は保守に含まれるものとする。

## 9. 休館期間について

- (1) 受注者は、新システムの移行に伴う休館期間が可能な限り短期間となるよう、その方法を積極的に提案し、発注者と協議すること。
- (2) 新システム移行のスケジュール等については、受注者と協議するものとする。  
ただし、令和3年2月28日までにデータ移行、テスト運用、操作説明を完了させること。

## 10. 担保

検収終了後1年間において納品されたシステムが本仕様書の要件を満たさないことが確認された場合は、受注者は速やかに無償で是正措置を行い、検収確認を受けるものとする。